

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（ 愛知社保協 ） 記入者（ 小松民子 ）

### この一年間の取り組みの特徴について

- 1、 生活保護裁判名古屋地裁勝利判決に向けた運動を推進した。
  - ① 公判、口頭弁論6/5、8/15（台風のため中止）、証拠調べ9/25、10/9-10、10/24、1/27結審、各報告集会開催。
  - ② 勝利に向けた集会開催 11/16愛知生保裁判勝利判決に向けた大決起集会（愛知弁護団、愛知生活保護裁判支援連絡会、いのちのとりで裁判全国アクション、全国争訟ネットの連盟150名）、2/23生保裁判あいち勝利第決起集会（361名）国会議員16名からメッセージ。
  - ③ 6月25日名古屋地裁判決、26日厚労省交渉と院内報告集会開催。
  - ④ 7月7日高裁へ控訴。7月24日不当判決抗議・控訴決起集会開催

\*判決等詳細は別紙参照
- 2、 25条署名や年金者名、その他多数の請願署名
- 3、 後期高齢者医療制度不服審査請求を385名が提出。連合議会へ請願を提出したが、不採択となった。
- 4、 地域医療を守る課題  
地域医療委員会から「424 愛知共同行動」へ変更し、名指し病院へと関係自治体への訪問・懇談、県との懇談等対策を強めた。
- 5、 新型コロナ感染拡大への対策を強めた。  
3月10日県内市町村に「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資格証明書を交付されている被保険者に短期保険証を交付すること等を求める要請書」を提出  
②5月29日 福祉予算削るな!福祉を金儲けにするな!愛知県民集会実行委員会との共同で「新型コロナウイルス感染症において、介護・障害・保育・学童保育・養護等の社会福祉施設に対する自治体の公的責任堅持および拡充を求める要請書」を愛知県に提出。③6月2日「新型コロナウイルスにかかわる医療機関・介護事業所等への支援強化を求める要請書」提出。④7月31日愛知県と名古屋市に緊急要請書提出。⑤県内市町村に「新型コロナウイルス感染症への国民健康保険制度の対応に関する緊急アンケート」（4月21日）を実施。52市町村から回答。結果は愛知社保協HPにUP。
- 6、 年金裁判、署名の推進。  
第15回8/19口頭弁論はじめ、第16回 10/31、第17回 1/30。最終5/11-12 証人尋問は、コロナウイルスとの関係で、7月と8月に延期された。また、「公正な判決を求める要請書」の集約も行っている。
- 7、 保育・子育て、障害者福祉等取り組んだ。

**学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万カ所学習会集約は別紙報告書へ**

- 1、 2019年6月29日総会記念講演「自治体戦略2040、アベノミクスによる地域再編とそれ絵の対抗軸」中山徹・奈良女子大教授に70名が参加
- 2、 愛知国保学習交流集会9月7日開催、61名が参加した。
- 3、 愛知高齢者大会10月16日森英樹名大名誉教授記念講演に480人参加
- 4、 地域医療構想学習会12月7日開催、60名参加
- 5、 愛知社保学校20年2月29日開催（愛労連との共催）。「消費税増税に依存しない社会保障充実政策」関野秀明下関市立大学教授の講演に80名が参加。

**署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴**

- 1、11・11介護・認知症なんでも電話相談に、26件の相談を相談員13名が受けた。
- 2、ドクター・ナース・介護ウェブは、11月9日(土)栄公園で集会、パレード、署名行動に50人が参加。TV取材・放映がされた。5月9日ナースウェブは、コロナ感染の影響から屋外集会とパレード企画を見直し、「看護・介護労働110番」を医労連と自治労連で開催し当日35件、翌日も8件の相談があった。当日はテレビ局6社が開始前からスタンバイし、ニュースで放映された。
- 3、コロナ禍の相談を重視した。
  - ①愛労連の労働相談が、連日中日新聞の「相談先電話番号」として掲載された。また、ハローワーク前宣伝など、愛労連の行動がマスコミでも注目を集めた。
  - ②全国一斉コロナ緊急ホットライン、5月16日 マスコミの取材多数 相談件数は 。
  - ③コロナなんでも電話相談を実行委員会で開催した。社保協も呼びかけ団体として参加 愛知弁護士会も協賛した。開催日は、6月6日、8月8日、10月10日を予定した。
  - ④医労連の「看護・介護労働110番」は5月11日に開催し、TVカメラが殺到した。

**自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について**

- 1、愛知自治体キャラバンは第40回を迎えた。2019年10月29日(火)～11月1日(金)4日間を5コースにわけ県下5各自治体を訪問し懇談し、参加は935人であった。また、名古屋市は11月8日(金)に、愛知県は11月13日(水)と、東三河広域連合会と11月5日に介護問題で懇談した。
- 2、事前学習会は、30会場388人が参加した。
- 3、陳情項目は、1.安心できる介護保障、2.国保の改善、3.税の徴収や滞納問題への対応、4.生活保護、5.福祉医療制度、6.子育て支援、7.障害者・児施策の拡充、8.予防接種、9.健診・検診、を要請した。
- 4、子ども医療費助成制度は、中学校卒業までの無料化に常滑市・愛西市・北名古屋市が実施し53市町村になり、未実施は半田市のみとなった。さらに、対象年齢を18歳年度末まで拡大する動きが加速している。
- 5、2020年度は10月20日(火)～23日(金)を予定し、準備を進めている。

**議員要請行動について(国会議員、地方議員等)**

- 1、生活保護裁判勝利集会へのメッセージを要請し、16人の議員から届いた。

<p>2、全国一律最賃署名への紹介議員が 自民党4名、立憲民主2名、国民民主2名、共産党1名、無所属1名から寄せられた。</p> <p>3、愛知県医労連は、国民3名、立憲3名、社保1名、共産1名の国会議員から紹介議員の協力を得ている。</p> <p>4、 保険医協会は、国民1名、立憲1名、共産1名の紹介で「改憲に反対する緊急署名」を国会に提出した。</p> <p>5、 地方議会への請願についても、取り組んでいる。</p>	
<p><b>その他</b></p>	
<p><b>署名集約(取り組んだ署名を記入ください)</b></p>	<p><b>集約数(筆数)</b></p>
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名(25条署名)	15785
② 「介護改善署名」	9178
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	16766
④ 「年金改善署名」	14336
⑤ 「生活保護改善関連署名」	6630
⑥ 「保育改善署名」	85925
⑦ 「424共同・地域医療署名」	5724
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名	33255
⑨ 「憲法改悪反対署名」	126005
⑩ 全国一律最低賃金署名	21918
⑪ 名古屋市国保をよくする会国保・介護・高齢者署名	14358
⑫ 福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める請願署名	36706
⑬ 夜勤改善と大幅増員を求める請願	24347
⑭ 保険でより良い歯科医療を求める請願(2019年4~11月)	29750
⑮ 75歳以上の窓口2割負担、介護サービス利用料引き上げなど医療・介護の負担増の中止を求める請願署名(みんなでストップ!負担増署名)(2020年1月~6月)	16766
⑯ 第43次きょうされん国会請願署名	75595
<p><b>2019年度内に結成した地域社保協</b>          結成年月日( ) 名称( )</p>	
<p><b>結成予定の地域社保協</b>          結成予定日( ) 名称( )</p>	

※締め切り 8月 17日(月)とします。

※議案書作成、大会資料にも活用しますので締め切り厳守でお願いします。

※代表アドレス・k25@shahokyo.jp へ送信ください。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。

※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

愛知社保協 小松民子

<テーマ>

1、愛知生活保護裁判の報告と今後 2、中央社保学校の成功にむけて

<内 容>

### 1、愛知生活保護裁判の報告と今後 \*社保誌 号 参照

2020年6月25日、名古屋地方裁判所は生活保護切り下げの取り消しを求める愛知原告にたいし、「全面敗訴」判決を下した。7月7日原告は高裁へ控訴し、新たなたたかいが始まった。

#### 1) 判決の問題点は

1 政治的位置に基づく生活扶助基準改定にあたり、「国民感情」や「国の財政事情」を考慮することを認めた。

2 生活保護利用者の生活実態に対する誤った認識

3 「時期に遅れた」ものとして排斥された証拠を実質的に採用している

#### 2) たたかいの報告性

1 朝日訴訟、堀木訴訟、第2の生存権裁判の成果を引き継ぎ発展させる。

2 厚労大臣の裁量の範囲を限定させる

3 名古屋地裁判決さえ認めたことを活用する

#### 3) たたかいの方向性

1 たたかいの成果の確認

#### 2 課題

① 作り出された「世論」、政治的な圧力を跳ね返す「国民の常識」

② あるべき社会保障制度の構築

### 2、中央社保学校の成功にむけて

1) 2020年中央社会保障学校の中止・延期

2) 2021年、ウイズコロナ、コロナ禍の成功にむた「知恵」の集中を!

2020年7月22日

## 生活保護基準引下げに関する名古屋地裁“不当判決”の克服をめざして

### 【概要版】

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護基準引下げにNO! 全国争訟ネット

#### 1 はじめに

- 2020年6月25日、名古屋地方裁判所は、2013年からの大幅(平均6.5%、最大10%)な生活保護基準引下げ処分の取消等を求める集団訴訟について、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

#### 2 自民党の政権公約、国民感情、財政事情の考慮を積極的に容認したことの問題点

- 判決は、この引下げが2012年末の総選挙において生活保護の1割引下げを政権公約とした自民党の政策の影響を受けた可能性を認めた。
- 被告の国側は、「生活扶助基準の見直しは…適切に行われたものであって、自民党の政権公約を実現するとの政治的な意図で行われたものではない」と主張している。
- 判決は原告側の主張通り、自民党の政策の影響を認めたにもかかわらず、この政策は国民感情や国の財政事情を踏まえたものであり、厚生労働大臣はこれらの事情を考慮することができるとし、その判断にお墨付きを与えてしまった。

##### (1) 政治的意図の考慮は生活保護基準の本質に反する

- 日本の生存権保障の水準(ナショナル・ミニマム)を決める保護基準は、客観的資料に基づいて科学的に定められるべきであり、政治的意図で歪められてはならない。
- 判決は与党の公約の影響を受けても良いとした点で、生活保護基準の本質に反する。

##### (2) 「財政事情」や「国民感情」の考慮は、生活保護法の趣旨からはずれている

- 生活保護法は、厚生労働大臣が保護基準を設定するにあたって考慮すべき事項を、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域、健康状態等の生活上の要素に限定している。
- 厚生労働大臣はこれらを考慮したうえで、健康で文化的な最低限度の生活上のニーズを満

たすに十分な保護基準を設定することを義務付けられており、国民感情や財政事情等の生活とは関係ない要素は、考慮すべき事項とはされていない。

- 判決は、厚生労働大臣が生活扶助基準を決めるにあたり、生活保護法に書かれた考慮事項は義務とまではいえず、またそれ以外の事項を考慮することが許されないとまではいえないとして、財政事情や国民感情の考慮を認め、法律の規定を正面から否定した。

##### (3) 「財政事情」や「国民感情」の考慮は、過去の最高裁判決にも反する

- 朝日訴訟最高裁判決(昭和42年5月24日)は国民感情の考慮を認めたが、これは上告人死亡によって訴訟が終了した中、先例として拘束性のない部分で示された判断である。
- 堀木訴訟最高裁判決(昭和57年7月7日)は財政事情の考慮を認めたが、これは立法(児童扶養手当法)裁量の判断であり、厚生労働大臣の裁量権について判断したものではない。
- 老齢加算廃止に関する東京訴訟最高裁判決(平成24年2月28日)と同福岡訴訟最高裁判決(平成24年4月2日)に国民感情の考慮を認める部分はない。また、両判決とも、健康で文化的な最低限度の生活ラインについての判断では財政事情の考慮を認めていない。
- 最低限度の生活ラインを決める際に財政事情の考慮を認める今回の判決は、過去の最高裁判決に明らかに反している。

#### 3 時代錯誤の判断に立脚する問題点

- 判決は原告が示した調査結果から、原告の中に1日3食たべている人が6~7割以上いることや、冷蔵庫・炊飯器などをもつ人が多いことなどを指摘して、健康で文化的な生活を下回っているとまではいえないとした。
- 上記調査結果は、むしろ、1日3食とれていない人が3~4割いることや、3食とれていてもその質が劣悪であることを示している。
- 人との交流や趣味等の文化的活動を含め、社会で当たり前とされている生活ができない状態を貧困というにもかかわらず、判決は、肉体的生存さえ維持できていれば貧困とはいえないという時代錯誤の判断であり、生存権の本質を全く理解していない。

#### 4 人権の国際標準を無視した問題点

- 国連の社会権規約は、締約国が全ての人に社会保障の権利を認めることを定めており、社会保障を後退させることは社会権規約の趣旨に反する。
- 判決はこうした社会権規約の規定は政治的責任を述べたに過ぎないとし、締約国が社会権規約を守る義務があることを否定した。
- 判決は、裁判所が人権の国際標準を無視していることを国内外に示した。

#### 5 老齢加算廃止に関する最高裁判決から大きく後退し、専門家の意見の軽視を容認した問題点

##### (1) 生活保護基準の改定は専門家の意見を踏まえて行うものとされてきた

- 生活保護基準の改定は、常に専門家からなる審議会の検討結果を踏まえて行われてきたのが歴史的事実である。

##### (2) 老齢加算廃止に関する最高裁判決の規範

- 老齢加算訴訟の二つの最高裁判決は、保護基準の具体化にあたって、高度の専門技術的な考察をする上で統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を踏まえ、審査判断すべきという判断基準を示した。

##### (3) 今回の引下げは老齢加算訴訟最高裁判決に明らかに反する

- 国が生活保護基準を決めるにあたっては消費水準と生活保護基準を比較する方式をとって、物価を考慮したことはこれまで一度もない。
- 今回の総額 670 億円の引下げのうち、9割近くを占める 580 億円は、史上初めて物価を考慮したデフレ調整なのに、専門家からなる生活保護基準部会での検討はされなかった。
- 厚労省は物価を考慮するにあたって特殊な計算方式を作り出し 4.78%も物価が下がったという。しかしこれは一般世帯の消費データをもとに、物価下落率が大きくなるように作られた計算方式であり、生活保護利用世帯の実態を反映していない。
- 残り 90 億円の削減は、低所得層の消費実態を踏まえて保護基準を見直すゆがみ調整だが、厚労省が基準部会に無断で検証結果の数値を2分の1にしたため、全体として削減となった。
- 基準部会の部会長代理だった専門家は「デフレ調整について基準部会は容認などしていな

い」「財政削減のために私たちは利用されたのかもしれない」と話している。

##### (3) 判決は老齢加算訴訟最高裁判決を採用せず、ほぼ無限定の裁量を認めた

- 判決は「生活扶助基準の改定に当たっては専門家により構成された審議会等による検討結果を踏まえて行うことが通例であった」と認めながら、「専門家の検討を経ていないことをもって直ちに生活扶助基準の改定における厚生労働大臣の裁量権が制約されるということはない」として、極めて広い裁量を厚生労働大臣に認めた。

#### 6 最後に

- 判決は厚生労働大臣にほぼ無限定な裁量を認め、専門家の検討を経ない、時の政権党の政治的意図に基づく生活保護基準引下げを容認した。
- このような判断が是認され定着すれば、司法は時の政権と行政の追認機関となり、その存在意義を失う。また、わが国の生存権保障は「絵に描いた餅」となる。
- 7月7日、名古屋地裁の原告らは名古屋高裁に控訴した。
- 私たちは、名古屋地裁の最低最悪な不当判決の克服をめざして全力を尽くすことを誓うとともに、裁判所が本来の職責を果たすことを強く求める。
- 全ての国民・市民、メディア関係者に対し、この判決の問題点を知り、ともに声をあげることを呼び掛ける。

以上

ご支援いただいたみなさんへ

日頃、私どもの活動に多大なご支援、ご協力いただきありがとうございます。

全国の生活保護裁判のトップをきって6月25日、名古屋地裁で判決がありました。この判決に向けては、県内はもちろん全国の弁護士、各団体のみなさんから支援をいただき、元社会保障審議会基準部会長代理の岩田正美さんが証言にたっていたなど、たいへん大きな取り組みが行われました。

判決は全くの不当判決となり、原告、支援する会は怒り心頭で、支援いただいたみなさまの期待に応えられなかったことはたいへん残念な結果となりました。各紙では三権の長を口にする安倍首相を司法が忖度した判決に「政治的意図」（井手栄作、朝日6/26）、「減額の手法に違和感」（中日社説7/3）など各方面からの批判の声が出されています。

愛知の支援する会では7月24日に名古屋地裁判決に抗議し、控訴審をたたかう決起集会を開催しました。集会では基準引き下げが「自民党の政策の影響を受けていた可能性」、「国民感情や国に財政事情を踏まえたもの」であることを判決文に明記するなどこれまでの判決、政府答弁、慣例をすべてひっくり返す”最悪”の判決であることが確認されました。原告は7月7日、名古屋高裁に控訴し、支援する会は歴史に残る最悪の判決をひっくり返すため、控訴審を全力でたたかう決意を固めました。

今後も引き続き、みなさんからのご支援をお願い致します。

2020年8月

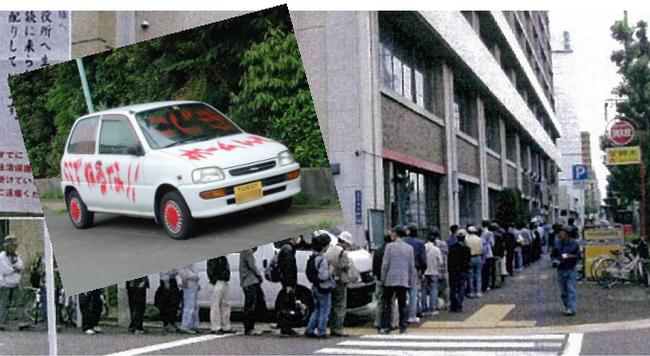
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

# 裁判史上に残る不当判決

(20年6月25日名古屋地裁角谷裁判長)

## 政権付度を明記

「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、これらの事情を考慮することができる。」



2009年、全国に吹き荒れた「派遣切り」。生活保護を求める派遣労働者が中村区役所をぐるりと囲み、全国で生活保護が増えました。その後自民党議員が激しい生活保護バッシングを行ない、これに乗っかる形で自民党が総選挙で「生活保護給付水準1割カット」を掲げて大勝した。判決ではこの「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない」と書いています。しかし国民の大半は不正受給が利用者の0.4%であることは知られず「国民感情」はつくられたものです。

## 最高裁判決を否定

生活保護法8条2項は生活保護の基準を定めているがここには「国民感情」は含まれていない。(→)また老齢加算廃止に関する東京訴訟最高裁判決(平成24年2月28日)と同福岡訴訟最高裁判決(平成24年4月2日)に「国民感情」の考慮を認める部分はない。また両判決ともに文化的な最低限度の生活ラインについての判断では「財政事情」の考慮を認めていない。

さらに判決は保護基準の具体化にあたって「高度の専門技術的な考察」において「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無について審査すべきという具体的な判断基準を示している。

「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事項を考慮した最低限度の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」

「デフレ調整について基準部会は容認などしていない」(岩田正美基準部会長元代理)

第2の1 生活保護基準の評価・検証等について  
生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

判決は「審議会等による検討結果を踏まえて行うことが通例」としながら「審議会の検討を経ることを義務づける法令上の根拠は見当たらない」として基準部会の検討を経なくても「厚労大臣の裁量権が制約され」ないとしてしまった。これでは社会保障審議会運営規則第2条「審議会の部会の設置」などなんの意味も持たないことになる。

## 物価偽装と憲法違反

専門家の検討を経ずに自民党公約に合わせるため厚労省は算定期間も計算式も特異なものを使い、つじつま合わせに奔走することになる。これがその後あいつぐ厚労省の統計偽装の発端となった。

ついには1日3食を「健康で文化的な最低限度の生活」の基準にしてしまった。憲法25条をここまで貶めた判決はいまだかつてない。

### 最低限度の生活！

70%以上の者が「3食きちんと食べている」と回答するなど、必ずしも健康で文化的な最低限度の生活を下回っているとまでは言えない者が一定割合存在する

## 生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

〒456-0016 名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館301 TEL:052-889-6921